

近代解剖制度史補遺

——『明治四十四年九月 屍体ニ關スル記事 東京醫科大學解剖學教室』
の分析から

日本医史学雑誌第五十一巻第四号 平成十七年三月十七日受付
平成十七年十二月二十日発行 平成十七年九月十二日受理

香 西 豊 子

東京大学・日本学術振興会

〔要旨〕 人体解剖が日本において制度化されていく様相は、これまでもいくつかの秀逸な研究により描き出されてきた。だが、明治中期以降の様子はとなると、資料の散逸ないしは欠落によって不明な部分が多い。そうした状況の中、本稿では、明治中期から大正にかけて解剖が制度的にどのような形で進んでいったのかを、解剖学教室の日誌をもとにさぐった。その結果、(一) 屍体にはその属性によって解剖のされ方にくつかの類型が設けられていた(が、それが必ずしも法律に沿ったものではなかった) こと、(二) 解剖学教室は屍体の収集のために養育院や監獄・関連病院との折衝を繰り返していたこと、(三) 当時の屍体は養育院を経由した行旅死亡者が大半を占めていたことなど、現在おおよそとなっている施設の規則や公文書・法律の文面には現れない多くの慣行があらわとなった。

キーワード——近代日本解剖制度史、屍体の収集様式、解剖学教室と養育院・監獄・関連病院、
『明治四十四年九月 屍体ニ關スル記事 東京醫科大學解剖學教室』

一、はじめに——史料としての教室日誌

人体解剖が、日本において制度化されていく様相は、これまでもいくつかの秀逸な研究により描き出されてきた。¹⁾ 明治維新ののち、西洋近代医学の教育・研究が始動したのに合わせ、解剖もまた、近代的な設備と方法論のもとに、とり行われるようになったのである。しかしながら、その後の明治中期以降の様子はとなると、先行の研究がほとんどないというのが現状である。

これはひとつに、記録がもともと作成されていない、もしくは散逸してしまっていることによるだろう。法制度の変遷に関しては、若干の公文書が残っているが、それらも主に解剖の制度がたちあがる明治初頭のものであり、明治二十年代以降には、解剖はたとえば「刑法」や「監獄法」、「行旅死亡人取扱規則」等で間接的に規定されるようになるのである。

そうした状況の中、当時の解剖のあり様を能弁に伝えてくれるのが、大学によっては残っている解剖学教室の日誌である。近代において解剖が制度化しゆく際に重要な舞台となった東大の解剖学教室にも、何点かが資料として残されている。²⁾

それらは、解剖所見の記録ではなく、解剖に関する手続きその他の書類を写し集めたものである。そのため、従来は「我解剖學史の史料とは見る事は出来ないものである」とされてきた。³⁾ だが、当時の解剖がどのように社会のなかに位置づき、いかなる機序でもって解剖体を収集していたのかという観点からすると、非常に情報にみちたものである。解剖体の収集先からその実数、さらには生前の住所・氏名までが記録されているのである。

そこで、本稿では東大に残るそうした冊子のひとつ、『明治四十四年九月 屍体二關スル記事 東京醫科大學解剖學教室』⁴⁾（以下、『屍体記事』）を採り上げ、明治後期から大正期にかけて、解剖がいかに準備されていたかを読み取っ

てゆきたい。この試みは、つまりは当時の解剖と社会との関わりを析出することでもあり、近代解剖制度史の補完にもつながることだろう。

二、『屍体記事』に現れる解剖学教室の諸慣行

『屍体記事』は、解剖学教室にあつて「屍体」(解剖体の呼称のひとつ)の手配に当たつた、「屍体掛」の学士らによつて書き継がれた日誌である。そこには、一九〇三(明治三五)年二月十四日から一九二二(大正十)年十一月五日までの、およそ二十年の間に解剖学教室におこつた、さまざま出来事が記載されている。

とはいえ、記録こそ明治三五年からあるものの、実際の記載がなされはじめたのは、表紙に書かれた日付(明治四十四年九月)からである。当時、解剖学教室では、養育院を解剖体の主たる受取先としており、「人夫料」という費目で、養育院に火葬料の補助金(大人一名四五銭・小兒同二十二銭)を出すのを慣行としていた。だが、この頃あらたに屍体掛に着任した者がその慣行を知らず、請求内容を不審に思つて養育院にそれを質しに行つてしまつたのである。そのため、「此事件ニヨリ教室ハ屍体ニ干スル事件ヲ収録シテ後日ノ参考ニ供スル必要ヲ認め、新二此冊子ヲ調製ス」ることとなつたのだつた(明治四十四年九月十五日の項による)。なお、日誌の典拠項目は以下、「明四四・九・十五」のように略記する。これ以前の記載は、したがつて、小金井良精・解剖学教授の手記から写されたものという。その意味では、この日誌そのものが出来事の産物であり、当時の屍体収集の慣行を映し出すものなのである。

日誌を通してしか知りえない解剖学教室の慣行としては、ほかにも行旅死亡人の取扱いが挙げられよう。行旅死亡人の遺体は当時、法的には、解剖学教室には下付されないこととなつていた。だが、日誌によると、それは解剖体としておおいに見込まれており、養育院を仲立ちとするかたちで、解剖学教室へとまわつていたことが分かるの

である。

養育院では、「窮民」や「棄児遺児迷子」(すてこみなじまご) (一八八五(明治十八)年以降)のほか、一八八三(明治十六)年より、行旅死亡人の治療を開始している。その数は、明治三十年代で、窮民の約二八〇、棄児遺児迷子の約三〇〇をしのぎ、約六〇〇となっていたのだが、その遺体が養育院との直接交渉によって、解剖学教室へと動いていたのである。「明三五・二・十四」には、つぎのようにある。

「明治三十五年二月十四日 小金井教授養育院へ行き安達幹事並ニ中村書記ト面談。要件左ノ如シ。一、自今行旅病人屍体ヲモ全身解剖ニ用フルコト 但シ引取人アルベシト認定シタルモノニハ特ニ埋葬券ニ附箋シテ之ニ手ヲ附ケザルモノトス。且ツ解剖ニ供スルモノモ面部ニハ手ヲ附ケズ体部ヲ欠損セズ三週間以内ニ埋葬スルノ條件ヲ附ス 一、行旅病人ニテ旅籍姓名等判明シタルモノハ全数ノ四分ノ一位ナリ。又死後ニ於テ漸ク判明スルモノアリ (之ハ大約死者ノ三十%位カ) 一、市内ノ行旅病人ハ全数ノ四分ノ一位ナリ 一、行旅病人屍体ヲ埋葬ノ後引取人來リテ改葬シタルモノ昨三十四年中五人本年ニ至リテ一人アリタリ……」

養育院の公刊物では、収容者死亡時の取り扱いとして、「◎死亡 入院者の死亡したる時は火葬に附し其遺骨は之を谷中丁院寺境内に設けたる火籠塔に納む該塔はおよ凡そ千人の遺骨を容るゝに耐ふ故に三四年にして遺骨塔内に充れば之を合葬して石塔一基を立つつ院寺内には過去帳ありて遺骨には戒名番號を附したれば若し假納中に係る遺骨は親戚故舊等引取人ある時は之を渡す事を得るなり本院死亡者の為めには同時に於て常に法會を營めり」となっている。だが、日誌によればそうではなく、引取人のない遺体の一部は、火葬される前に秘密裏に解剖台に乗っている。解剖台の周りには、法文や施設の規則のなかにも現れ出ない、慣行の領域が存在していたのである。

こうした規則の二重性は、時に事故を引き起こすこともあった。「明四二・十二」には、「某日養育ヨリ電話ニテ行旅病者井上某女屍体引取人出デタルニヨリ早速出棺セヨトノ要求アリ。乃チ直ニ其手続ヲナス。然ルニ引取人某

(理髮師)ハ其以前ニ早クモ天王寺ニ行キテ尚埋葬シアラザルニ不審ヲ抱キ一度ハ帰宅セシモ其翌日再ビ天王寺ニ行キシニ此度ハ埋葬シアリシヲ以テ倍不審ヲ抱キ、試ミニ発掘セシニ裸体ノママ入棺シアリ且ツ頭蓋部陥凹シ居リシ為非常ニ激昂シ、養育院ニ怒鳴リ込ミ事甚ダ面倒トナル。教室及養育院トノ間ニ数回ノ往復アリ。結局教室ヨリ金三十円ヲ改葬料トシテ引取人ニ渡スコトトナリテ事件ハ落着シタルモ、為ニ養育院ノ感情ヲ害セスコト夥シク、其以後屍体ノ供給頓ニ減ジタリ。」とある。解剖の途中で引取人が現れ、急ぎ埋葬するということもあつたのである。⁷⁾

このように、『屍体記事』を分析することは、当時の解剖台のあり方を興行きをもつて理解する際の一助とならう。そこで、以下においても、日誌の記載の進行に即して解剖学教室の「日常」に迫り、人体解剖が制度化されゆく過程の一側面をあとづけたいこととする。

三、養育院と解剖学教室

まずは解剖学教室と、そこへ多くの解剖体を送り出していた養育院との関係をおさえておこう。一八七二(明治五)年に設立された養育院(東京府)が、さまざまな交渉の末、東大(日誌のはじめでは「第一大学区医学校」、のちに「東京医学校」)の医員や学生を受け入れ、臨床講義用に患者を任せたり、引取人のない病死者の解剖を許可したりするようになったのは、一八七三(明治六)年以降のことである。養育院が一八九〇(明治二三)年に東京府から東京市へと所管替えされてからは、被収容者の治療の一切は東大へと委託されることとなつてゐる。そして、一八八九(明治三二)年以降には、それまで養育院内で行われていた解剖が、大学においても行われるようになった。養育院に残された書類によれば、その際には「本人より貴大學へ依頼」ならびに「(貴大學の)御許可」という手続きが必要で、かつ解剖は「患部解剖」にとどめるという制約が課せられていたようである。⁸⁾

そうした予備知識をもって『屍体記事』を閲覧すると、そこにわれわれは、奇妙な事態を見取ることになる。と

いうのは、養育院からの病死体は、「患部解剖」を行うべく大学にまわされたはずであるのに、この正常解剖を行う解剖学教室の日誌のなかに解剖の事実が記載されているのである。

日本において解剖が現在のように、正常解剖・病理解剖・司法解剖と区分されるのは、明治十年代のころのようである。¹⁰ 東大の場合、病理学は明治初頭より「原病学」という独立した学問として教授されている。¹¹ 病理解剖も一八七七（明治一〇）年より大学病院に付設された「病理解剖局」で行われ始め、一八八七（明治二〇）年三月には、「病理学教室」が本格的に立ち上げられている。とするならば、養育院から「患部解剖」用に遺体がまわってきたときの受け入れ機関は、病理学教室だったことになる。

では、これはどういうことだったのか。『屍体記事』は、実はそこにある内規があったことを明らかにしている。「島峯氏ヲ以テ養育院ニ談シタルコト 一、行旅病者ハ三週間以内ニ出棺スルコト 但シ病理解剖済ノ上全身解剖セズシテ直ニ出棺スベキモノハ特ニ附箋セラルルコト 一、行旅病者ハ全身解剖スルモ顔面ハ手ヲツケザルコト 一、埋葬認許證ニ甲乙種ヲ区別シテ病理解剖後全身解剖スルモノ（甲）病理解剖セズシテ直ニ全身解剖スルモノ（乙）ヲ区別スルコト」〔明治四十・三・十二〕。つまり、東大は、行旅病者の遺体を養育院から、三週間の期限つき、かつ顔面の解剖はしないという規約のもと、病理学教室を窓口として借り受けていた。そしてその際、「附箋」や「埋葬認許證」を用いて、それらを（一）病理解剖のみをおこなうもの（付箋）、（二）病理解剖のちに正常解剖をおこなうもの（埋葬認許證・甲）、（三）正常解剖のみをおこなうもの（埋葬認許證・乙）に分類していたのである。

なお、すでに紹介した「井上某女」の事故は、日誌に記載された順序から言えば、この内規が確認された後のことだったのだが、その事故の記載の末尾に、「為ニ養育院ノ感情ヲ害セシコト夥シク、其以後屍体ノ供給頓ニ減ジタリ」とあったことを、ここであらためて確認しておきたい。解剖の途中で引取人が現れるという出来事は、おそらくは内密にされていたであろう、この取り決めの存在を公にしかねないものだった。それだけに、養育院の公的立

場、さらには養育院と東大との関係にまで影響をおよぼすような事故なのであった。

四、屍体収集先の模索

東大は養育院と、收容者の生前の治療・健康管理だけでなく、その死後の解剖という側面でも結びつきをもっていた。しかし、「井上某女」の解剖の際の不手際がもとで、養育院から東大へとまわる屍体は減少してしまう。「明四二・十二」これを受けて、解剖学教室は、別の屍体収集先をさがしはじめている。¹³⁾

事故の翌一九一〇(明治四四)年十月には、屍体掛が市ヶ谷監獄および巣鴨監獄を訪れ、おのおのと以下の事項をはじめとした「契約」を結んでいる。「一、監獄ハ適當ノ屍体アリタル時直ニ電話ヲ以テ當教室ヘ通知スルコト一、當教室及監獄ニ永久的棺桶各一個ヲ備ヘ置キ屍体運搬ニ供スルコト但シ運搬ノ人夫ハ大學定夫ヲ以テ之ニアツルコト」。また、東大が一部の患者の治療を受託していた三井慈善病院にも教授が出向き、「屍体供給ヲ依頼」し、「一、祭祀料金五円トス 但シ病理解剖セザルモノハ金拾円トス 一、屍体運搬ハ三井病院ヨリ直ニ人夫ヲ命ジテ執行行フコトトス(但シ費用ハ教室ヨリ支拂フコト)」等の打合せをしている。監獄や系列病院からの屍体の入手が図られたのだった。

ただし、こうした新規の引取先からの収集は、順調には進まなかつたようである。まず棺桶の手配からして、行き違いが起こっている。監獄も系列病院も、その用立てを解剖学教室のほうですよう求めてきたのだった。日誌はつづく。「十二月八日 本日三井慈善病院清水理四郎氏ヨリ電話ニテ爾後同院ヨリ屍體送附ノ節ハ棺桶費ヲ当教室ニテ負擔セラレタシトノコトニ付キ小金井教授ノ承認ヲ経テ右承諾ノ趣キ返答セリ」。「明治四十五年一月十九日 本日巣鴨監獄医務局美濃部氏ヨリ電話ニテ以前大学ヨリ屍体供給ノ件ニ付キ交渉アリタル時永久的棺桶ヲ作ル件ヲ約束シタルモ爾後何等ノ通知無之如何シタルカトノコト故早速小金井教授ノ許可ヲ得至急永久的棺桶二個ヲ作り巢

鴨監獄へ送附スルコトナレリ 尚同日同監獄へ趣キ美濃部氏二面會シテ爾後屍体供給ノ件ヲ依頼セリ。

戦前には解剖体として、刑死体や治療施設である病屍体が用いられていたことは通説のとおりである。しかしながら、こうした記録を通じてその様相をつぶさに捉えれば、それがあくまで屍体をめぐる交渉の結果であり、監獄にせよ系列病院にせよ、積極的に屍体を供出する論理を共有しているわけではなかったことが見えてくる。屍体の収集に応じてもらっただけの関係を築くには、解剖学教室には応分の負荷がかかっていたのだった。

そうしたこともあり、解剖学教室はその後も、新たな解剖体の収集先の開拓と並行して、養育院からの屍体を当て込みつづけた。日誌には、「養育院ヨリ其後少シモ屍体ノ供給ナク解剖材料欠亡^マヲ告ゲシヲ以テ小金井教授自ラ同院ヲ訪問ス〔明四四・十・廿五〕』という記載がある。また、屍体掛も後日、「同院ヲ訪問シテ供給ヲ多クスル様交渉セヨトノ小金井教授ノ命ニ付キ」、養育院をおとずれている〔明四五・一・十九〕。そして、屍体の送附が減少したおもな理由が、屍体が病理学教室を経由して解剖学教室へまわることにあることを聞きだし、爾後、解剖学教室に直接屍体が運び込まれるよう交渉しているのである。

なお、屍体に「甲」・「乙」の区別を設けるといふ内規の由来も、ここにきて遡及的に明かされている。それは要は、大学の側ではなく、養育院側の事情によるようである。同院である遺体には、「行旅」と「窮民」の二種があり、それぞれ法的な扱いが異なっていた。「行旅」は引取人がいつ現れてもよいように土葬すべきものであり、解剖もそれに差し支えない程度で行われるのに対し、「窮民」は火葬に附するため解剖にそうした制限はない。そこで、それらをそれぞれ「甲」・「乙」とし、「局部ノ解剖」にとどめるものと「全身解剖」に附するものとに分類していったのである。

そうしてみれば、解剖学教室はこのとき、そもそも正常解剖の許されない「甲」の屍体を、病理解剖のあとで解剖するにとどまらず、その病理解剖も介さず死体を入手し解剖しようとしていたことにならう。結局、解剖学教室

のこの申し入れは、養育院側の慎重な協議の結果、謝絶されている。そして、引き続き「甲」・「乙」という屍体の区分を設け、正常解剖は病理解剖後にのみ黙認されるという従来の慣行が維持されることとなったのだった。

この『屍体記事』は、解剖学教室と養育院との交渉から生み出されたものであったが、そのやり取りは冊子の終りまで延々とつづいている。そして、日誌は、そうした解剖体の収集活動が、ときに「井上某女」の件のような出来事にみまわれ、ときに養育院に割り当てられる予算や物価の高騰の影響をうけるなどして、法制度とは異なる局面でも進行していたことを伝えているのである。

五、屍体をめぐる交渉

では、当時の解剖学教室は、養育院に限らず、どこからどのような手続きをへて解剖体を手入していたのか、その屍体をめぐる具体的な交渉のさまをみてみよう。

一九一三(大正二)年八月一日には、短く「今日ヨリ養育院ヨリ来ル行旅屍体モ火葬トナシ谷中丁院寺ノ取扱トナル」との記載がある。この一行の意味するところは、養育院とのあいだの内規が改められ、行旅死亡人の遺体もまた制限なく解剖できるようになったということである。この時点で行旅死亡人の取り扱いに関する法律に改定がなかったことを勘案すると、解剖体の流通は一方で、解剖学教室と施設との交渉にかかっていたことがうかがえる。

前日の日誌にはこうある。

〔大正二年七月末日〕

行旅病人死亡者ヲ火葬ニ附スルノ件ニ付五月六日以来養育院書記小林正金氏ト数回交渉ノ結果愈来八月一日ヨリ實行シ行旅病者屍ノ殆ド全数ヲ大學送リトスルコトニ決シ左ノ條件ヲ承諾ス

一 本年度ニ於テハ養育院豫算不足ニ付其ノ不足額ヲ大學ヨリ補充スルコト其概算左ノ通り

従来埋葬費 一人ニ付 壹円六拾八錢

火葬ニ附スル時ハ 一人ニ付 貳円四拾五錢

其差 一人ニ付 七拾七錢也

但 其後(七月三十一日)此差額ニ於テ違算アリ實際ハ更ニ五錢計ノ増加ヲ要スル趣ニ付之ヲ承諾ス

行旅病人死亡者一カ年約七百人

尤モ此不足額補充ノ件ハ本年度限りナルコト確ト念押シ置タリ

一行旅病人死亡者中姓名不詳者ニ限り寫真ヲ撮リ置クコト

姓名不詳者数 四十四年 七拾壹人

四十五年 九拾四人

一 埋葬認許證ニ記入セル死亡日付ト火葬日付ト大ナル間隔アリテハ面倒ヲシヨウズル虞アル趣ニ付出棺ハ可及的速ニ取り計フコト

一 従来ノ窮民運搬費補助ハ本件實行ノ日ヨリ消滅スルコト (小金井 記)

この事前の交渉において、土葬から火葬へと埋葬方法を切り替える際に生ずる費用の増加分を解剖学教室が負担すること、また、顔面部も解剖するかわりに、後日の難にそなえて写真を撮影しておくこと、解剖後は迅速に火葬にまわすことなどが決められている。養育院側の予算不足という言い條に対し、解剖学教室は「一人ニ付 七拾七錢」ほどの補助金を出すことで応じ、行旅死亡人のほぼ全数を教室にまわさせる約束を取り付けたのだった。

とはいえ、右の約束もそのわずか二年後に、養育院の意向で一方的に破棄されている。一九一五(大正四)年五月、長与又郎・病理学教授と小金井良精・解剖学教授は養育院を訪れ、「去ル三月以来屍数頓ニ減シ困却ニ付可也多

教送附セラレシコトヲ懇談」しているが、次に相当するものは解剖学教室に送附しないことが院内で決められたことが事後的に言い渡されるのである。「本籍判明セザルモノ 収容後一ヶ月以内ノ者 姓名不詳ノ者 入院中面会人アリシ者 ソノ外浅草区内ノ者」。養育院からの屍体の受け取りは、すでに慣例となっていたようにも映る。だが、その実それは、いつご破算ともなりかねない内規の上に成っていたのであった。

このような屍体の収集数の減少に遭うたびに、解剖学教室は、死体をかかえもつ施設と折衝をした。養育院のほか、監獄や系列病院がその交渉先となっていたことは、既述のとおりだが、今回の出来事のことには、とくに「巢鴨病院」が折衝先として浮上している。

これは当時、呉秀三が院長をしていた精神病院である。交渉の過程そのものは日誌には現れていないが、解剖学教室は、ことも諸経費を負担するという内規でもって屍体送附の承諾を取り付けている。ただし、「巢鴨病院ヨリ送附セラルル屍体ハ其多クハ脳及脊髓（或ハ加フルニ内臓諸器）ヲ欠如シ」ていたようで、一九一四（大正三）年は、費用のみ支払うものの一度も解剖ができない状態だったという「大三・十一・三」。さらに日誌には、連絡の行き違いから、遺族を巻き込んだ問題も起きたことがつづられており「大四・七・二三」、巢鴨病院は有望な解剖体の供出源とはなり難かったようである。

そうするうちに、一九一六（大正五年）二月、養育院では医長が交代し、前述の行旅死亡人に関する「大制限」の撤廃が図られた。新任の医長が「東京府知事井上友一氏及内務省衛生局ト交渉シ両者共異議ナキニツキ安立〔養育院〕幹事ヲ説ク等盡力ノ結果公ノ手續ハ他日ニ譲ルトシテ差向キ復旧ノコト〔内、引用者補足〕」となったのである。

ところが、ここで再びことばに亀裂が入る。屍体の受け渡しは、実質的には解剖学教室と各施設との交渉によるものだったが、その慣行に、今度は法制度の方が割ってはいるといふ事態が生じたのである。一九一七（大正六）

年七月の「警視廳令」の発令がそれである。着任したばかりの養育院院長は、「既ニソレソレ交渉ノ結果型式丈整へ置ケバ従来ノ通りニテ宜シ」として、法律ではなく解剖学教室との内規でもって事を運ぶ意向をしめした。だが、養育院としては、その型式を整えおくこと自体が困難だという見方をとる「大六・八・三十」。結果的には、養育院からの遺体の送附は「六ヶ敷ナリタリ」という「同」。

その後、この件がどのように協議されたかは、日誌の記載にはあがつてこない。ただ、この頃の解剖実績として後年、「大正七年ニ於ケル解剖屍体使用數 二・七・四 内譯 東京市養育院二二六四 小普監獄五 東京監獄五（傍点、原文）」「大十・七・二十」という数字が載せられているのを見れば、養育院からの屍体が依然として、解剖学教室で用いる全解剖体数の大半を占めていたことがうかがえるのである。

養育院とのあいだには、その後も一度、警察沙汰に発展しかねない問題「大九・六・三」¹⁶が発生したのが原因で、まわされる屍体が著しく減少したことが記録されている。「大正拾年八月十三日 近来屍体の養育院より當教室に送致せらるるもの數激減し七月の如きは僅かに二体を數ふるにすぎざる有様にして養育院を主要なる屍体供給所となしたる當教室は来るべき新学期に於て必然困難に遭遇すべく豫想せられたるを以てここに巢鴨監獄との大正三年以前の如き關係を復活し屍体材料缺乏の急を寛和せんとし本日小金井先生の命により助手森田巢鴨監獄に巢鴨監獄医務主任監獄医正七位山川宗治氏を訪ひて交渉」云々。巢鴨監獄とはしばらく屍体の受け渡しはなかったのだが、年度内に使用する解剖体が不足するであろうとの数読みから、ふたたび交渉が開始されたのだった。

以上、『屍体記事』にあらわれる屍体収集の交渉を概観した結果、あきらかとなったのは、解剖が当時、制度として確立されていたわけではなく、解剖体の恒常的な収集先も定まっていなかったということである。一定数の解剖体の確保を可能にするような法制度はなく、解剖学教室は、養育院・病院や監獄との交渉をとおして、法制度に抵触しない（抵触しても公にならない）ような死体を収集してまわっていたのだった。

それだけではない。『屍体記事』は、その屍体の流れが、具体的な交渉の内実のみならず、交渉の仕方によって決定されていたことも伝えられているのである。それは、つぎの例に顕著である。一九二〇（大正九）年十一月、屍体の防腐処理に関する内規が守られなくなったことをもって、屍体掛が東京監獄に赴いたときのことである。医長および典獄にその理由を質したところ、返ってきた答えは、「先年中大学ノ希望ニヨリ死刑ヲ前以テ通知セルコトハアリシモ大学ノ係リノモノ（多分教室ノ当直小使ナラン）、言語挨拶傲慢ニシテイタク先方ノ感情ヲ害シタル（傍点、引用者。以下、註記なき場合は同じ）」というものであった。職員が悪かったことがもとで、引き渡し可能な屍体の連絡が入らなくなっていたのである〔大九・十一・六〕。

このように、解剖体の流れには、職員や交渉役の態度によって変更を加えられる側面もあつたのだつた。交渉の際の「感情」のような不確定なものもまた、解剖の制度化の要素としてそれを規定していたことは忘れてはならないだろう。『屍体記事』にあらわれる、養育院についての最後の記載も、そのように読むならば、同院と解剖学教室との関係が案に相違して即時的であつたことを明瞭に示すものであろう。

「大正十年十月九日 瀧野川養育院ハ高齡の窮民約六十名を收容し目下拾八名の評議員を有せる財団法人なり本日助手森田、屍體供給交渉のため同院を訪ふ主任なる人（僧侶）に面會し辞を低ふして申出でたるも結局承諾を得る事能はざりき 其理由は同院に屍體交附といふ規則の設なき事、その規則を設くるには評議員會の可決を経ざるべからず而も評議員會は年一回三月頃開かるるに過ぎざる事、院主なる人何故にや屍體解剖といふ事を深く懼るるもの如く理解の心なく唯獨斷の感情を以て拒絶したる形ある事、彼は入院者は皆解剖を欲せずと云へり。」

六、おわりに

『屍体記事』は、一時代の、しかも一解剖学教室の実務の記録ではある。だが、それが限定的ではあったにせよ、当時の解剖台のまわりに現れる社会を切り取り描くものであったとすれば、そのあり方の特徴は「施療」と「無縁」ということばで言い表すことができるだろう。『屍体記事』に記される一見すると場当たり的で、つねに定まらない屍体の収集交渉も、だが何を解剖体として見ていたかをたどれば、それは法制度のなかで宙吊りにされた死体なのであった。

たしかに、「施療」や「無縁」のほか、「特志」という機縁も、約二十年間・全五三頁にわたるこの冊子のなかに一度登場してはいる。この間、解剖学教室が文部省の問い合わせを受け、解剖の実態を報告することがあったのだが、その際に「特志」の解剖体は、数としてはわずかながらも、その存在を記録されていたのである。

〔大正拾年六月文部省専門學務局ヨリノ照會ニ對シ左ノ如ク回答ス〕

- 一 解剖学教室要スル所ノ解剖材料數 二八〇 但シ病理解剖セザルモノ
- 一 近年教室ニ收容シタル解剖材料數 但シ病理解剖セザルモノ

大正八年 一八二 内譯

養育院 一六七

監獄 一四

日本救療院 一

大正九年 一二七 内譯

養育院 一一〇

監獄 一五
 特志 二

大正拾年六月十四日マデ 六三 内譯

養育院 五一

監獄 七

特志 五

一 将来ハ東京市養育、諸監獄、其他公私立施療病院ニ於テ死亡シタルモノヲ成ル可ク多數解剖材料ニ供スルコト

明治初頭にひとしきり報じられて以降、「特志」にもとづく解剖は、新聞や雑誌の紙面を埋めることはなかった。その後のすがたが、この解剖学教室の日記には認められる。だが、注目すべきは、その記載のされ方である。「特志」は、特段の出来事として記載されるでもなく、ただ事後的に数字を書き留められていたにすぎないのである。¹⁸⁾

むしろこの引用では、最後の箇条書きを見たい。そこには、解剖材料にはそれ以降も、「東京市養育、諸監獄、其他公私立施療病院ニ於テ死亡シタルモノ」が見込まれていたことが明記されているのである。生前の「特志」による解剖は、この時期、きわめて例外的な事象なのであった。

日記に六番目の屍体掛として現れる森於菟は、後の著作のなかで、明治の末頃から大正にかけての時期は、「屍體處分の問題がやかましく遺族の承諾を必要とする事を主張して官公立病院の施療患者や行路病者の屍體の處分にも種々の面倒の起こった時代」¹⁹⁾であったと回顧している。本稿では、ちょうどその時期の解剖のあり方を、一冊の教室日記をとおして跡づけてみたのだった。その結果、現在おおよそとなっている施設の規則や公文書・法律の文面からは読み取りえない多くの慣行の存在が浮上し、また、そうした状況の中で解剖学教室が屍体の収集のための折衝を繰り返していたことが明らかとなった。

明治・大正期は、戦後の「解剖体不足」が叫ばれた時期には、よき時代として言及されることもあった。²⁰⁾だが、『屍体記事』を見る限り、当時においても屍体の収集には相応の難しさがあつた。屍体掛や教官らの奔走の跡に認められるように、『屍体記事』には、その時代固有の、したがって後世からの安易な近接を寄せ付けない現実が、質量をもつて書きとどめられているのである。

注と文献

- (1) 解剖学の歴史については、「山崎佐」「日本解剖制度史(一)」「(八)」「日本醫史學雜誌」第一二二七号・一九四三・七・二八、第一三二八号・一九四四・六・二八」や「小川鼎三「明治前日本解剖学史」日本學士院編「明治前日本醫學史第一巻」日本學術振興会・東京・一九五五年」などをはじめ、厚い記述が蓄積されている。
- (2) 東京大学の解剖学教室に残された、明治・大正期の講義録などをはじめとした資料は、現在ではすべて医学図書館に移管され保存されている(目録「解剖学教室関係文書」がある)。「屍体記事」はじめ、これら同時に移された資料は、同図書館長の許可が得られれば閲覧・複写が可能。
- (3) 大久保利謙「明治二年醫學校(東大醫學部前身)に於ける解剖に就いて(一)——「解剖日記」の紹介」『中外醫事新報』第一二四〇号・七七七八四頁・一九三七・三・二八。
- (4) 大きさは(縦)二三六×(横)一六四ミリ。本文は、「十行 池ノ端中島屋製」原稿用紙四九枚(二つ折り、全九八頁)に記されており、表紙(ボール紙)をつけて簡易製本してある。
- (5) この間、組織としては「東京帝国大学医科大学」から「東京帝国大学医学部」(一九一九年四月)へと移行しているが、日誌はそのまま引き継がれている。教員には、小金井良精(教授・全期間)、大沢岳太郎(教授・大正九年十二月四日まで)、二村領次郎(助教授・明治三十九年七月十三日、大正九年十一月十二日、教授・大正九年十一月十三日)、井上通夫(助教授・大正三年七月三十一日、大正十年一月十八日、教授・大正十年一月十八日)らが在任していた。なお、当時の解剖学教室の詳細については、東京大学医学部創立百年記念会・東京大学医学部百年史編集委員会『東京大学医学部百年史』東京大学出版会・東京・一九六七年・三三三—三三四〇頁を参照。

- (6) 安達憲忠『東京市養育院沿革及実況』三六頁・東京市養育院・東京・一八九六年。
- (7) この「井上某女」の事故に類する記載は、ほかにも散見される。「大三・十・三」では、遺骨を引き取りに火葬場に現れた実父が、金歯が見当たらないと養育院に詰めよってきたため、「結局金参拾五円弍拾五銭(七円七拾五銭区役所納入費、七円五拾銭金入歯代、弍拾円葬祭料)遣りテ事済ミタリ」という。解剖は、遺体が養育院から寺まで移動する間に密かに行われたが、不手際によって時おり露呈した。その度に、解剖学教室は、日誌にも記載されない当時の了解にそって取り繕っていたようである。
- (8) この点に関しては、養育院の編集する「年史」のほか、いくつかの医史学の論考がある。以下、とくに注記なき場合は、つぎの文献を参照。「安達憲忠『東京市養育院沿革及実況』東京市養育院・東京・一八九六年」「東京都養育院編『養育院七十年史』東京都養育院・東京・一九四三年」「東京都養育院編『養育院八十年史』東京都養育院・東京・一九五三年」「碓居龍太『東大醫學部と東京市養育院との關係沿革』『中外醫事新報』第一二四三号・一七五―一八三頁・一九三七・五・二八」。
- (9) 碓居龍太「東大醫學部と東京市養育院との關係沿革」『中外醫事新報』第一二四三号・一七五―一八三頁・一九三七・五・二八・一八一頁。
- (10) 『公文録』等の公文書を見れば、明治一〇年代より、警察当局からの要請で、今に言う「司法解剖」が各地で行われ始めていたことがうかがえる。東京の場合、明治十一年まで警視庁裁判医学校で行われ、その後、明治二二年より東大病理学教室の一隅に「裁判医学」教室として移転している。また、病理解剖についても、東大の一八八七(明治二〇)年を筆頭に、各大学に病理学教室が順次設立されている。こうしたことから考えると、これらが全く同一視されていたわけではないことは確かである。
- (11) 前出(注五)の『東京大学医学部百年史』を参照。
- (12) 東京帝國大學醫學部病理學教室五十周年記念會『東京帝國大學病理學教室五十年史(上)(下)』・東京・一九三九年。
- (13) 屍体供給数の推移に関しては、前出の『東京大学医学部百年史』三三九―三四〇頁の「解剖体数歴年統計」(明治元年より昭和三九年まで)を参照のこと。なお、その際には、単に数字のみに着目して屍体の多寡を判ずるのではなく、①こ

の間の解剖学実習は現在よりも長い期間（第一年二学期と第二年一学期に連日）おこなわれていたこと、②その期間中、割合としては、一学生一屍体を解剖していた（学生は八人一組で屍体を八回交換、現在は四人一組で一屍体を解剖するのが一般的である）ことなど、現在とは解剖学実習の制度自体が異なっていたことに留意する必要がある。

(14) 一九〇九（明治四二）年開院。財閥の三井家が一九〇五（明治三九）年に東京市内に施療機関を設けるべく、財団法人組織として立ち上げた。その後、「泉橋慈善病院」「三井厚生病院」「社会福祉法人三井厚生病院」と改称。

(15) 理由としては具体的に、つぎの三点が挙げられている。①臨床研究に値する患者が多くない、②養育院では完全な診療を施したい、③にもかかわらず、病理学教室より度重なる非難・軽蔑の言葉（養育院ノ医局ハ何ラシテ居ルノカ）が聞かれ、「人情」として送附を差し控えてしまう。三点目にもあるように、解剖体収集が、まるで制度的に行われていたわけではなく、そこには「人情」のようなものが差し挟まれる余地があったことについては、後段で考察する。

(16) 運搬業者の手違いにより、引取人のある「棄児（初生児）」が解剖学教室に回ってきってしまった事件。日誌には、「警察トノ関係面倒ニナル虞レアリタルニツキ小金井主任教授直ニ養育院ニ出向キ無事解決シタリ コレヨリ材料激減ス」と記されている。

(17) こうした「感情」の背景には、当時の解剖（体）に対する考えが関連することもあった。たとえば、一九〇八（明治四一）年の日誌には、養育院との内規を記録するなかに「一、屍体ノ件ハ當局者以外ニ無用ノ言語ヲ弄セザルコト（都下ノ某新聞ガ「人肉膾」ナル表題ニテ解剖学教室參觀記ヲ掲載セシ為メ大ニ養育院ノ感情ヲ害セシ事件ナリ）」（明四一・六）という記載がある。解剖体の交渉は、そこで先鋭化する二者の間のものではなく、そのまわりのことばをも動員するものであった。

(18) なお、本人の生前の「意志（遺志）」ということでは、『屍体記事』のなかには一例、病理解剖の件が記載されている。「大正拾年十月廿一日 東京市神田区今川十路一ノ三、東京府平民職業漢学者画工 小林瑛 嘉永四年十二月二十八日生 は大正十年七月十五日肺腫瘍に罹り十月十九日午後八時三十分死亡せるにより生前の遺志により當教室へ骨骸保存せられたき趣 証人 神田小柳町二十五番地 勲三等 須藤嘉吉を通して願人神田今川十路一丁目三番地藤田豊より申出たるにつき許可したり本日病理学教室に於て解剖に附したり」

(19) 森於菟「解剖隨筆」『解剖刀を執りて』養徳社・七五頁・一九四四年→一九四六年。

(20) 戦前には屍体の需給の均衡が保たれていたものとする言説は、「解剖体不足」が問題とされはじめた時期に、処々に散見された。たとえば、「日本医事新報編集部」深刻なライへの不足」『日本医事新報』第三二四一号・九九頁・一九六七年」、
「新島迪夫」実習用解剖体不足とその対策——特に医師諸賢に訴える」『日本医事新報』第四五卷六号・八七頁・一九七一年」、
「倉屋利一」解剖学実習と白菊会の役割——献体運動のことなど」『ジュリスト(臨時増刊)』第五四八号・一五七頁・一九七三年」など。なお、日本における解剖体収集の歴史、およびその過程で派生した諸々の言説については、拙稿「解剖台と社会——近代日本における身体の歴史社会学にむけて」『思想』第九四七号・四一—五八頁・二〇〇三、を参照のい。

Addendum to the Research on the Institutionalization of Anatomical Studies in Modern Japan

Toyoko KOZAI

Up to the present, many studies have described the processes of the institutionalization of anatomical studies in modern Japan. But due to the lack of primary sources, especially regarding the situation from the late Meiji period to the Taisho period, there are still some blanks to fill in. This paper reassesses the daily records of a gross anatomy laboratory as historical material and tries to grasp the situations of institutionalization during the said period through analysis. In consequence, several practices of the laboratory not yet open to the public, for example, how and from where cadavers had been collected for anatomical studies in those days, have come to light and some insight into the relationship between medical science and society could be gained.